

議案第 4 4 号

利根町出産祝金支給条例について

利根町出産祝金支給条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

(提案理由)

当町に出生の届があつた者の養育者に出産祝金を支給することにより、次世代を担う新町民の誕生を祝うとともに、養育者の経済的負担の軽減を図るため、条例で制定したいので提案する。

利根町出産祝金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、新町民の誕生を祝福するとともに、その子育てを行う養育者に対して、出産祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、養育者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象児 令和8年4月1日から令和18年3月31日までの間に出生した者であつて、出生の届出により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、当町の住民基本台帳に記録された者をいう。
- (2) 養育 支給対象児を監護し、かつ、生計を一にすることをいう。
- (3) 受給者 祝金の支給が決定した者及び既に受給している者をいう。

(支給対象者)

第3条 祝金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、支給対象児を養育している者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民票が作成された日から出産の日まで引き続き3月以上当町の住民基本台帳に記録されている者で、引き続き当町に居住する意思を有していること。
- (2) 第5条第1項に規定する申請及び第2項に規定する届出を行う日において、支給対象児を養育していること。

(祝金の額)

第4条 祝金の支給額は、支給対象児1人につき20万円とし、次のとおり分割支給する。

- (1) 1回目 支給決定の日が属する年度に10万円
- (2) 2回目 支給決定の日が属する年度の翌年度に10万円

(支給の申請及び届出)

第5条 1回目の祝金の支給を受けようとする支給対象者は、出生の日の翌日から起算して50日以内に、町長に申請しなければならない。

2 2回目の祝金の支給を受けようとする受給者は、10月1日から同月31日までの間に、町長に現況を届け出なければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審

査し、速やかに祝金の支給の可否を決定するものとする。

（支給の制限及び停止）

第7条 第5条第1項に規定する祝金の申請を行う日において、支給対象者及び支給対象者と生計を一にする世帯の構成員が町税、国民健康保険税、介護保険料、保育所の保育料、児童クラブ費及び上下水道使用料（以下「町税等」という。）を滞納しているときは、祝金を支給しない。

2 第5条第2項に規定する現況を届け出る日において、受給者及び受給者と生計を一にする世帯の構成員が町税等を滞納しているとき、又は支給対象児を養育していないときは、2回目の祝金の支給を停止する。

（受給資格の喪失）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、受給資格を喪失する。

（1） 当町の住民基本台帳から抹消されたとき（当町の住民基本台帳に記録されている支給対象児を養育している場合を除く。）。

（2） 支給対象児が死亡したとき又は当町の住民基本台帳から抹消されたとき。

2 前項の規定により受給資格を喪失した後、再び当町の住民基本台帳に記録されても祝金は支給しない。

（受給者変更の特例）

第9条 受給者が離婚、死亡、行方不明その他支給対象児を養育できなくなったときは、新たに支給対象児を養育することとなった者が受給者となることができる。

2 前項の規定により新たに支給対象児を養育することとなった者は、新たに養育することとなった日から遅滞なく、町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、速やかに受給者変更の可否を決定するものとする。

（支給決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、祝金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消すとともに、既に支給した祝金の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により祝金の支給を受けたとき。

（2） 第3条に規定する支給対象者に該当しないと判明したとき。

（3） 第7条に規定する支給の制限及び停止に該当することが判明したとき。

（4） 第8条に規定する受給資格を喪失していることが判明したとき。

（5） 前条に規定する支給対象児を養育していないことが判明したとき。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(支給申請の特例)

2 第5条第1項の規定の適用については、令和8年4月1日から公布の日までに出生した者に限り、同項中「出生の日」とあるのは、「公布の日」とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に出生した支給対象児を養育している支給対象者については、同日後も、なおその効力を有する。